

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月3日

瀬戸市教育委員会

教育長 横山 彰

瀬戸市教育委員会規則第2号

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和61年瀬戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(職制) 第3条 <省略> 2 前項に規定するもののほか、教育機関に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		(職制) 第3条 <省略> 2 前項に規定するもののほか、教育機関に次の表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。	
職名	職務	職名	職務
<省略>		<省略>	
主査	上司の命を受け、特定の事務を整理する。	主査	上司の命を受け、特定の事務を整理する。
主任	上司の命を受け、特定の事務をつかさどる。		
3 <省略>		3 <省略>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前において行うことができる。